

岩見沢市看護師等修学資金貸与制度

修学資金貸与制度とは

将来、岩見沢市立総合病院及び岩見沢市立栗沢病院（市立病院）において助産師、看護師及び准看護師（看護師等）として働くことを目指し、看護学校等に進学される方を支援するために修学資金を貸与します。

対象者

保健師助産師看護師法に基づく看護師等の学校又は養成所（学校等）に在学している方で、卒業後に市立病院で看護師等として勤務する意思を有する方。※新入生も含まれます。

貸与金額

助産師の資格を取得するため、学校等に在学している方：月額 10万円
看護師の資格を取得するため、学校等に在学している方：月額 6万円
准看護師の資格を取得するため、学校等に在学している方：月額 2万円
※いずれも無利子。

貸与申請

- (1) 看護師等修学資金貸与申請書
- (2) 身上書
- (3) 成績証明書（最終卒業学校のもの）
- (4) 在学証明書
- (5) 前年中の所得がわかる書類（世帯全員分）
※源泉徴収票の写し、所得証明書等。
- (6) 修学資金口座振替申請書（貸与決定後に提出）
- (7) 誓約書（貸与決定後に提出）




償還の猶予・免除

市立病院に看護師等として勤務し、又は学校等に在学している期間中は、貸与を受けた修学資金の償還を猶予します。

また、市立病院の看護師等として業務に従事した期間に応じて、修学資金の全部又は一部の償還が免除されます。

償還の免除（具体例）



償還の免除額の計算式と具体例です。市立病院に看護職員として業務に従事した在職期間を、修学資金の貸与を受けた期間（2つ以上の学校等で貸与を受けた場合は、それらの期間を合算した期間）の1.5倍に相当する期間で除して得た月数に、貸与を受けた金額を乗じて得た額を免除します。

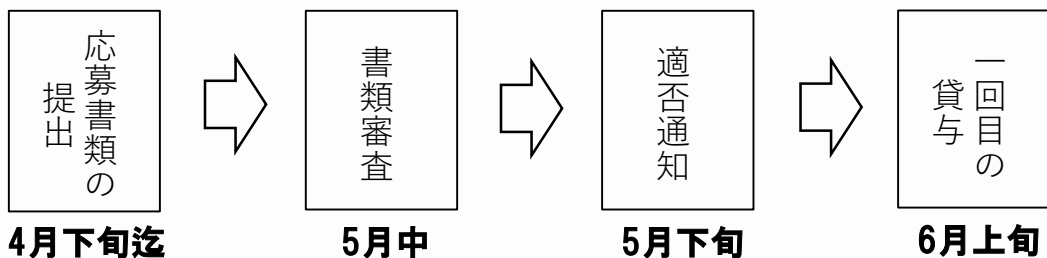
なお、免除後に残額がある場合は決められた期間内に償還していただきます。

$$\text{貸与額} \times \frac{\text{在職期間}}{\text{貸与期間} \times 1.5} = \text{免除額}$$

例) 月額6万円の貸与を3年間受けた場合 ⇒ 4年半勤務すると全額免除
在職期間（54ヶ月）

$$\text{貸与額} (216\text{万円}) \times \frac{\text{在職期間} (54\text{ヶ月})}{\text{貸与期間} (36\text{ヶ月}) \times 1.5} = \text{免除額} (216\text{万円})$$

修学資金貸与までの流れ



※上記は目安です。貸与期間の初年度4月分から6月分までの3か月分は当該年度の6月に、それ以外の期間は毎月上旬に貸与します。

連帯保証人について

連帯保証人は2名必要です。どちらも成年者で、うち一人は奨学生及び他の連帯保証人と独立した生計を営む方とします。

その他、ご不明点等については下記までお問い合わせください。また、岩見沢市立総合病院のホームページにも概要がありますのでご覧ください。



【問い合わせ先】

岩見沢市立総合病院 事務部管理課 経営係

〒068-8555

岩見沢市9条西7丁目2番地（岩見沢市立総合病院 地下1階）

電話：(0126)22-1650 内線1265・1266・1268

E-mail：h-keiri@city.iwamizawa.lg.jp